

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：32601

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(A））

研究期間：2019～2022

課題番号：18KK0339

研究課題名（和文）国際基準にもとづく性的マイノリティの法政策に関する国際比較研究

研究課題名（英文）Comparative Study of LGBTQ related Laws and Policies and International Human Rights Standards

研究代表者

谷口 洋幸（Taniguchi, Hiroyuki）

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：90468843

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,300,000円

渡航期間： 14ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究は性的マイノリティの法政策に関する国際比較を通して、国際人権基準の適用の促進を図るとともに、法政策の実現に向けた理論的基盤の構築を目的として実施したものである。国際共同研究を通して、(1)比較対象国（オランダ、イギリス、ドイツ、オーストラリア）における国際人権基準の活用は、国内の諸機関や市民社会、国際機関や地域的機関が有機的に繋がりながら進められていること、(2)法的拘束力のある人権条約を中心として、非拘束的な文書（勧告、決議、民間文書など）も場面ごとに有効活用されていること、(3)性のあり方を人間の尊厳や人格的自律の中核に据える解釈が基盤として存在していることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、性的マイノリティに関する先駆的な法政策が実現している諸国が、国内の諸機関や市民社会、国際機関や地域的機関との連携を通して、国際人権基準の実現に寄与していることが明らかとなった。また、人間の尊厳や人格的自律といった人権の基本理念が理論的基盤として有益であることも明らかとなった。日本を含め、現在の国際社会には、国際人権基準があまり有効に活用されず、否定的意見も根強い国や地域も多く存在している。本研究の成果は、各国が普遍的な人権の理念にもとづいて、性的マイノリティに関連する法政策を進展させていく実践的・理論的な基盤となるものである。

研究成果の概要（英文）：This research aims to promote the application of international human rights standards through the comparative study of LGBTQ-related laws and policies and to build a theoretical foundation for the realization of human rights. As a result of the comparative study of four countries, the Netherlands, the United Kingdom, Germany, and Australia, the following three-point has been found; (1) the dynamic linkages among domestic institutions, civil society, and international and regional organizations in application of international human rights standards, (2) the effective use of legally binding human rights treaties and other non-binding instruments, and (3) the human dignity and personal autonomy plays a core role for realization of human rights related LGBTQ.

研究分野：国際人権法

キーワード：LGBTQ 性的マイノリティ 国際人権基準 国際比較

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は基課題である研究課題 15K03255( 基盤研究 C「性的マイノリティの人権に関する総合的研究 国内法政策を促進するために」) を発展させたものである。基課題では、性的マイノリティの権利保障のための日本の法政策について、現状と課題を明らかにした上で、日本において国際人権基準と国内法政策との接合を図るための理論的・実践的検討を行った。結果、国際人権基準としては、個人の尊厳や平等などの基本的権利から表現の自由や家族生活権、労働や教育の権利、庇護を受ける権利まで、あらゆる権利が法律や判例で認められつつ、伝統的価値や家族観、宗教、文化が反対意見の背景にあることも明らかとなり、日本国内では地方自治体や企業、市民活動や経済団体等による取り組みは比較的進んできたものの、国レベルの法政策については、社会全般の認識不足等を理由に、立ち後れている現状が明らかとなった。また、日本国内では国際人権基準を含め、人権そのものが、社会規範のみならず、法規範としての確に理解されていない現状を垣間見ることができた。このような背景のもと、性的マイノリティに関する法政策が進展している国々の現状を研究することが有益と考え、本研究を開始した。

### 2. 研究の目的

本研究は、基課題の成果をもとに、諸外国との比較を通して、性的マイノリティに関する国内法政策における国際人権基準の適用の促進を図るとともに、法政策の実現に向けた理論的基盤の構築を目的とするものである。

本研究は以下の3段階で実施した。最初に、(1)日本の現状との比較を目的として、性的マイノリティの国内の法政策が進んでいる国のうち、国際人権基準の活用が知られている4カ国の歴史と現状について研究した。対象国はオランダ、イギリス、ドイツ、オーストラリアの4カ国である。次に、(2) それらの国々で用いられる国際人権基準の特徴を明らかにするため、特に人権条約以外の非拘束的文書の活用方法やその限界も含めて、規範性の面から検討を行なった。そして、(3) 国際人権基準の効果的な実施に向けた理論的基盤の再検証を目的として、性の権利や性的市民権など、性的マイノリティの法政策を支える理論のあり方について検討した。

### 3. 研究の方法

#### (1) 国際比較

国際人権基準の活用実践に関する比較研究は、対象とした4カ国(オランダ、イギリス、ドイツ、オーストラリア)の国内諸機関への訪問調査、実践に携わる市民団体や実務家へのヒヤリング、関連領域を研究する海外共同研究者らとの意見交換などを通じて実施した。特に国連人権理事会や条約機関による当該国への勧告をはじめ、解釈指針や補助資料として用いられる勧告や特別報告者の調査報告などの活用実践に着目し、それぞれの部門での位置づけなどの類型化と活用の促進要因と阻害要因について検討した。

#### (2) 規範性の検討

性的マイノリティの国内法政策を推進していく際に用いられる国際人権基準について、その種類や内容、位置づけや用いられ方を検証し、規範性について検討を加える。国際的な人権保障に関する法領域は、国家間の利害関係を伴わないため、規範の形成・適用・監視のいずれの段階においても、厳密な法的拘束力をもたない形で展開される傾向がある(世界人権宣言、国連人権理事会普遍的定期審査、条約機関の国家報告書審査など)。しかし、実際には法的拘束力や強制力のない文書も国内法政策の形成や適用の場面で用いられていることから、各国での実践例や位置づけについて具体的な検討を試みた。

#### (3) 理論的基盤の検討

性的マイノリティの法政策にはいくつかの理論的基盤が提唱されている。性的マイノリティの権利保障がヨーロッパ地域を中心に展開され、「性の権利 (sexual rights)」が確立してきたこと、また、1990年代にデイビッド・エヴァンズが提唱した性的市民権 (sexual citizenship) の概念は、権利や義務だけでなく、国家や市場との関係を捉えながら、性についての自由かつ平等な社会参画のあり方を議論する理論的基盤となっている。本研究は(1)の国際比較と(2)の規範性の検討をもとに、既存の理論的基盤を検証し、新たな概念の提唱も視野に入れた再検討を行なうものである。

### 4. 研究成果

本研究の結果、以下のような研究成果が得られた。

#### (1) 比較対象国における国際人権基準の用いられ方の特徴

比較対象とした4カ国における性的マイノリティに関連する国内法政策と国際人権基準との関係について、各国の特徴が検証できた。オランダは、2001年に世界で初めて婚姻における性別の制限を撤廃するなど、性的マイノリティに関する法政策について最も先駆的な取り組みを進めている国である。外務省・内務省・教育文化省などへのヒヤリングや海外共同研究者(キース・ヴァルディック教授(ライデン大学))との意見交換から、国内法政策は人権や多様性の尊重という国の基本理念やCOCネザランドなどの長年の市民社会に依拠するところも大きく、国際人権基準は活用や適用という視点と同時に、創設・先導しているという認識が強いことが明らかとなった。ドイツ滞在中に実施された国連人権理事会理事国選挙の公聴会でも、この姿勢が明確に示されていた。イギリスは、普遍的な国際機関よりも地域機関であるヨーロッパ評議会お

よびヨーロッパ人権条約体制のもとでの議論が国内法政策に大きな影響を与えていることが明らかとなった。海外共同研究者(ロベール・ウィンテミュート教授(ロンドン大学))が訴訟代理人を務めた多くのヨーロッパ人権裁判所での事例は、性別記載変更や同性カップルの法的保障に関する国内の法政策を推進する直接的な契機となった。1998年人権法による影響も大きいところであるが、同時に国際人権基準の活用には政治部門からの厳しい揺り戻しがあることも注目されることである。ドイツは外務省等の国内機関へのヒヤリングやデュッセルドルフ大学(海外共同研究者(アンドレア・ゲルマー教授))や地元の市民団体との意見交換を通じて、国際人権基準が国内の法政策を検討するに当たって、当然に適用・参照すべき基準として用いられており、その基盤には人権の普遍性という原理が共有されていることが検証できた。またジョグジャカルタ原則を国内法政策に取り入れる自主的なコミットメントを政府が発表していることも、国際人権基準の効果的な活用を後押ししている。オーストラリアは性的マイノリティに関する国際人権基準の基礎を作った1994年の自由権規約委員会トゥーネン対オーストラリア事件の被告国である。同事件ではすでにオーストラリア政府自身が原告と同じ見解(タスマニア州の法律が国際人権基準に違反している)との立場にたっており、その後も、国際人権基準を積極的に国内法政策に取り入れていることが明らかとなった。また、大学等における性的マイノリティに関する取り組みも含めて、国際人権基準を活用する際に、先住民や障害者の権利など、インターセクショナルリティ(交差性)の視点が浸透しており、国際人権基準を効果的に用いる手段が他のテーマから共有されている特徴もある。

### (2) 比較対象国における国際人権基準の規範的な位置づけ

比較対象とした4カ国において、批准した人権条約が様々な場面で有効活用されていることが検証できた。オランダでは、人権条約の国家報告書審査における建設的対話において、政府代表団に市民社会からの代表者も参加することで、人権条約の効果的な実現が図られている。イギリスでは特にヨーロッパ人権裁判所の判決を通して性的マイノリティの国内の法政策に改善がみられた。ドイツでは人権の教育啓発活動の中でも、人権条約が第二次世界大戦の反省という文脈から生成されてきた歴史が理解されており、人権視点にもとづく国内法政策の基盤としても浸透している。オーストラリアでは市民社会が人権条約の個人通報制度を有効活用することで、国際人権基準にもとづく国内法政策の改善が実現してきた。また、人権条約のように明確に法的拘束力を有するものだけでなく、一般的に法的拘束力を有しないものと位置づけられている文書なども、重要な意味をもって用いられていることが検証できた。特に、2006年に採択されたジョグジャカルタ原則(性的指向・性自認に関する国際人権法の適用に関する原則)は、国連が採択した文書でもなく、条約機関の見解や国連人権理事会の勧告のような正規の手続きによる国際人権基準の解釈でもないにもかかわらず、オランダやドイツにおいては行政機関の取り組みにおいて頻繁に引用されており、イギリスやオーストラリアでは市民社会の取り組みの中で参照すべき重要文書として位置づけられていた。

### (3) 基盤となる人権の普遍性(「人間の尊厳」「人格的自律」などの共通項)

性的マイノリティの国内法政策と国際人権基準との関係に関する4カ国の比較研究からは、人権の普遍性という根本理念が基盤にあることが検証できた。ヨーロッパ地域を中心に展開されてきた性的マイノリティの権利保障は、今日、人権の普遍性という視点が加えられることで、世界的に拡大している。条約機関の解釈実践や国連機関の取り組みは、法的拘束力のある条約や関連する文書の生成を通して、依拠すべき規範の確立に寄与してきた。それらの基準に様々な実践をとおして規範性が見出されることで、さらに国際人権基準としての正当性が付与され、国内法政策の実現や市民社会の活動において、実践的に用いられている現状がある。本研究の成果として、「性の権利」や「性的市民権」などの既存の理論的基盤にかわる新たな概念を提唱するまでには至らなかったものの、性のあり方を「人間の尊厳」や「人格的自律」の中核に据える解釈が基盤として存在し、それらが性的マイノリティの国内法政策の進展している国々において、実践の支柱となっていることを再検証することができた。

以上のとおり、本研究により、性的マイノリティに関する先駆的な法政策が実現している諸国が、国内の諸機関や市民社会、国際機関や地域的機関との連携を通して、国際人権基準を効果的に活用し、その実現と再形成に寄与してきたことが明らかとなった。また、人間の尊厳や人格的自律といった人権の基本理念が理論的基盤として有益であることも明らかとなった。

現在の国際社会は、日本を含め、性的マイノリティの国内法政策が進展しつつあるものの、同時に、深刻な揺り戻しも生じている現状にある。また、国ごとに人権条約や国際人権基準の捉え方は異なっているところもあり、日本を含め、法的拘束力のある人権条約の内容が国家機関を含めた社会全体にあまり浸透しておらず、条約機関や国連機関の文書を法的拘束力の観点だけから軽視・無視しがちな国も少なくない。本研究の成果は、特に、日本を含めた性的マイノリティの国内法政策が進展していない国において、国際人権基準を有効活用しながら、法政策を進展させていく手順や手法を提供している点において重要な意義をもつ。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 216
2. 論文標題 非拘束的文書にもとづく国際人権基準の形成と展開 : LGBTQ/SOGIESCに関するジョグジャカルタ原則の挑戦	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 部落解放研究	6. 最初と最後の頁 172-181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 35
2. 論文標題 国際人権法とLGBTQ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 99-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11216/kokusaijosei.35.1_99	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 24
2. 論文標題 性的マイノリティ/LGBTQと人権 : 国際人権法からの問いかけ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学館憲法研究所報	6. 最初と最後の頁 55-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 37
2. 論文標題 社会制度におけるLGBTQへの対応 : (国際)人権の視点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保障法	6. 最初と最後の頁 76-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 85
2. 論文標題 LGBT/性的マイノリティと人権 : 誰もが尊厳をもって生きられる社会を	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊自治と分権	6. 最初と最後の頁 59-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 127
2. 論文標題 性的マイノリティの親子関係と人権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 321-355
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 30
2. 論文標題 性別変更の条件: AP・ギャルソン・ニコ事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 133-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 6
2. 論文標題 LGBT/SOGI施策を考える: 国や自治体の現状からみえる課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 39(5)
2. 論文標題 国際人権法からみる日本のLGBT/SOGIに関する課題：医療従事者が果たすべき役割とは	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Modern Physician	6. 最初と最後の頁 485-488
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 64(8)
2. 論文標題 性的マイノリティに関する法政策の現状と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 精神医学	6. 最初と最後の頁 1149-1155
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11477/mf.1405206723	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 54(10)
2. 論文標題 性別変更のための特例法の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 小児内科	6. 最初と最後の頁 1687-1690
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24479/pm.0000000418	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件(うち招待講演 5件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 TANIGUCHI Hiroyuki
2. 発表標題 Queer Families in Japan's Legal System
3. 学会等名 The 11th International Convention of Asia Scholars (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 TANIGUCHI Hiroyuki
2. 発表標題 Law and Policy on Transgender in Japan: Toward "Trans Rights as Human Rights"
3. 学会等名 26. Gender-Workshop zur Japanforschung 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 TANIGUCHI Hiroyuki
2. 発表標題 Transgender Law in Japan in transnational framework
3. 学会等名 Symposium "Transnational Queer Intersections: Rights, Politics and Pop Cultures (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 日本のLGBT/SOGIの法律
3. 学会等名 シンポジウム「ノルウェーではなぜ性の多様性を尊重できるのか」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 社会制度におけるLGBTQへの対応：(国際)人権法の視点から
3. 学会等名 日本社会保障学会第76回大会(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 日本のLGBTQ関連法政策への国際人権法の影響
3. 学会等名 第64回比較法政シンポジウム「性的／ジェンダーマイノリティの人権をめぐる日仏比較」(国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 ヨーロッパ人権条約とLGBTQ
3. 学会等名 日本EU学会第43回(2022年度)研究大会(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 グローバルにみた日本のLGBTと人権保障
3. 学会等名 立正大学法学部・法制研究所講演会(招待講演)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 二宮 周平、風間 孝、海妻 径子、松木 洋人、平山 亮、永田 夏来、野沢 慎司、光本 歩、杉山 麻里子、小門 穂、山下 敏雅、三成 美保、田村 哲樹、齊藤 笑美子、矢野 恵美、谷口 洋幸、大江 洋、山田 不二子、鈴木 秀洋	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 390
3. 書名 家族の変容と法制度の再構築	

1. 著者名 Hiroko Takeda and Mark Williams (eds)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 514
3. 書名 Routledge Handbook of Contemporary Japan (Chapter24 LGBTを担当)	

1. 著者名 LGBT法連合会編、谷口洋幸ほか著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 かもがわ出版	5. 総ページ数 157
3. 書名 日本と世界のLGBTの現状と課題 : SOGIと人権を考える	

1. 著者名 谷口洋幸編著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 232
3. 書名 LGBTをめぐる法と社会	

1. 著者名 菊地 夏野、堀江 有里、飯野 由里子、赤枝 香奈子、釜野 さおり、志田 哲之、清水 晶子、長山 智香子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 256
3. 書名 クィア・スタディーズをひらく2(「Column 人権を守るのは誰か」担当)	

1. 著者名 谷口洋幸	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 412
3. 書名 性的マイノリティと国際人権法 ヨーロッパ人権条約の判例から考える	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 26. Gender-Workshop zur Japanforschung	開催年 2019年～2019年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	デュッセルドルフ大学(ハインリッヒ・ハイネ大学)			
ドイツ	デュッセルドルフ大学(ハインリッヒ・ハイネ大学)			
オーストラリア	ウロンゴン大学			